

新潟市区就学支援委員会及び新潟市就学支援委員会開催要綱

(目的)

第1条 新潟市教育委員会が障がいのある児童生徒に対し、適切な就学支援を行うにあたり、個々の事例に対する適切な就学支援のあり方について、専門家から意見を聴取するため、新潟市区就学支援委員会（以下「区就学支援委員会」という。）及び新潟市就学支援委員会（以下「全体就学支援委員会」という。）を開催する。

2 各行政区単位で開催する区就学支援委員会は、各区の特色を生かした就学支援の状況をふまえ、区内の児童生徒の障がいの状態に応じた適切な就学について、専門家の見地から意見を述べる。

3 市全域を対象として開催する全体就学支援委員会は、区就学支援委員会での意見をふまえ、全市的な視点における本市の適切な就学支援のあり方や困難な事例について、専門家の見地から意見を述べる。

(委員構成)

第2条 区就学支援委員会及び全体就学支援委員会は、それぞれ委員20人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから新潟市教育委員会教育長が選任する。

(1) 医師又は医療関係者1人以上

(2) 教育職員3人以上

(3) 児童福祉施設（児童相談所を含む。）又は福祉行政関係の職員1人以上

(委員任期)

第3条 区就学支援委員会及び全体就学支援委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長及び副委員長)

第5条 区就学支援委員会及び全体就学支援委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、区就学支援委員会及び全体就学支援委員会の会議の進行を行う。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 区就学支援委員会及び全体就学支援委員会の会議は、必要の都度新潟市教育委員会教育長が招集する。

2 新潟市教委教育委員会教育長が必要と認めるときは、区就学支援委員会及び全体就学支援委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 区就学支援委員会及び全体就学支援委員会の会議は、非公開とする。

(専門部会)

第7条 新潟市教育委員会教育長が必要と認めるときは、区就学支援委員会に専門的な知識を有する者から構成される専門部会を置くことができる。

2 新潟市教育委員会教育長が必要と求めるときは、全体就学支援委員会に通級指導教室部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 区就学支援委員会及び全体就学支援委員会の庶務は、各区教育支援センター及び新潟市教育委員会特別支援教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、区就学支援委員会及び全体就学支援委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。